

～企業の発展・存続をあらゆる角度からサポートします!!～



税理士法人 飛驒会計事務所

あおぞら



7月16日 愛経会女性セミナー 上高地帝国ホテル前にて

税理士法人 飛驒会計事務所

〒506-0025 岐阜県高山市天満町4丁目65番地
TEL (0577) 32-0979 (代)
FAX (0577) 33-0917

Homepage <http://www.hida-kaikei.com>
Email: takayama@hida-kaikei.com

2009.9.発行 / 税理士法人飛驒会計事務所CS委員会



NO.21

観光動向の変化に対応できるか

所長 青山真琴

I はじめに

高山市への車のアクセスは、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道を利用しますと、名古屋市街地から二時間程でお越しいただける様になり、大変便利になったと思います。

具体的には昨年7月の東海北陸自動車道の全面開通による交通量の増加と、ETC割引による週末等の交通費の負担減が加わり、高山へ訪れる観光客の利便性が高まってきています。

この利便性により、飛騨高山へ訪れる観光客の動向が大きく変化している様です。

II 高山のセールスポイント

高山市は、観光以外に特筆すべき地場産業がなく、必然的に観光産業に地域経済が依存しています。高山の観光セールスポイント（高山の魅力）としては次の次項ではないかと思えます。

① 出格子の連なる古い町並み、宮川と陣屋前広場にある二か所の

朝市、春と秋の高山祭り

② 朴葉みそ、飛騨中華そば、飛騨牛と言った飛騨の味

③ 飛騨の家具や飛騨春慶塗などの飛騨の技

以上の三点が主な観光資源だと思えますがそれ以外にも、白川郷合掌造り集落が世界遺産として登録され、外国人観光客の増加原因となっております。

III 観光客の動向

国は一昨年に、「観光立国推進基本法」を施行し、昨年には「観光庁」を発足し、日本は今後、「観光立国を目指す」と宣言いたしました。しかしながら政府の思惑に反して現実としては、法律や制度が創設された事に依り、観光産業が活気づいたとは思えません。

一方、飛騨地域においては交通アクセスが整備された事により、冒頭に述べたとおり、観光客の動向は確実に変化しています。具体的な数値は把握していませんが、観光業者の談話を総括すると、次の動向変化があります。

① 高速道路利用により中京圏の観光客の来訪が増えているが、日帰りもしくは通過により、宿泊客数が減少している。

② ETC割引を利用して週末に宿泊する観光客が増加する反面、ウィークデイの宿泊客が減少傾向となっている（客室稼働率が

週末には上がり、ウィークデイは下がるため、トータルの宿泊売上高は下がっている）

③ 石川県方面及び中京圏以外の来訪が増えている。

④ 外国人観光客が増加し、従来の台湾、中国、韓国だけでなくヨーロッパ方面からの観光客が増加している。

⑤ 高速道路を利用する日帰り客増加により、白川村の一部の観光施設やサービスエリアが大変活況を呈している。

以上の事項が、高速道路の開通前の状況と変わった点です。

IV 観光動向変化の対応

ダーウィンの「適者生存論」には、「生存し続けていくためには、強いとか、大きいとか、足が速いとか、記憶力が良いとかいうだけでは駄目だ。知恵を使って、如何に環境変化に適合するように変われるかが求められる」と書いてあります。

変化というものをマイナスで捉えないで、むしろ変化は挑戦する価値のあるチャンスだと考えるべきです。変化によってチャンスが開かれます。変化の時代は、成功体験を持っていない人や、老舗企業は変化に対応できない事が多い様です。逆に先入観に囚われない人や新興企業の方が成功する可能性が高い様です。ピンチが

チャンスになる時代です。

観光客動向に関して言及すれば、次の二点を意識する必要があります。

① 交通のアクセスにより観光客の行動パターンに変化が起きている事を認識する。

② 観光客の動向の変化に対して、自社としてはどう対応すれば良いかを検討し、対応策を実践する。

仮に観光業に直接影響を受けない業種であっても、高山を起点に考えた場合、白川村、郡上市は従来より短時間でアクセスできる様になり、下呂市方面より近くなったと言えます。この点だけでも、大きく環境が変化しています。

今こそ、各企業においては、「観光動向の変化」を対岸の火事としてすまさないで、自社にとってなにかのビジネス・チャンスがないか熟考していただきたいと思えます。

「幸運の女神は前髪しかない。」という西洋のことわざがあります。「前方から幸運の女神が歩いてきたら、前髪をつかめ」という例え話で、要は、「チャンスを見逃すな」ということです。悔いの残らない様に、一度自社の強みを活かし、環境の変化に立ち向かっていただきたいと思えます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展を祈念申し上げます。

専門特化業務特集



飛聯会計事務所では、より良いサービスを提供するため、税務全般にわたる支援業務の他に、**専門分野に特化した業務**を設けています。専門スタッフが顧客先企業の様々なニーズに対応いたします。

今回は、**専門特化業務**の中の**公益法人**について特集いたします。

公益法人とは

公益を目的として設立された「社団法人、財団法人」のことを公益法人といっています。飛聯地域の多くの公益法人は、飛聯会計事務所で税務顧問をいただいております。

公益法人改革とは

平成20年12月1日に「公益法人改革3法」が施行されました。新制度の施行により現行の社団・財団法人は特例民法法人となり、以後5年間の経過期間内に公益認定を受けて公益社団・公益財団に移行するか、あるいは認可申請を行い一般社団・財団法人へ移行するかを選択することになります。また、この制度改革に合わせて、公益認定に適合した新たな公益法人会計基準が導入されることになりました。

現場に多大な負担

この改正によって、会計システムの改定や新会計基準移行の事務負担を強いられることとなります。またガバナンスが会社法とほぼ同じ形態となることにより「定款」や「法人組織の機関」の変更が必要となりました。

このように**移行に当たっては周到な準備が必要であり、事前に説明しておくべき事項も膨大となっています。**

公益法人専門課として

最適な移行のタイミング、関係者への説明資料の提供、会計担当者のご負担にならない会計システムの導入等、地域の公益法人のために全力を挙げてご支援させていただいております。お気軽にご相談ください。

日時	行事	参加社数	参加人数	会場
1/16	愛経会合同新年会	68	90	宝生閣
4/3、4	平成21年度新入社員研修	7	10	OAビル
4/8	平成21年度税制改正セミナー	27	37	OAビル
5/9	愛経会花見	31	43	恵の久
6/23	愛経会ゴルフコンペ	12	17	高山カントリークラブ
7/2、3	合同合宿研修		33	トヨタ白川郷自然学校
7/16	愛経会女性セミナー	45	70	上高地
7/24	愛経会生ビール大会	48	118	高山観光ホテル
8/25	相続対策セミナー	17	19	OAビル

行事報告
上半期を振り返って

3/17～7回 後継者塾 OAビル(参加10社・10名)

- 第1回 後継者の心構え
社長の仕事 (No.1 求められる力量・資質)
- 第2回 社長の仕事 (No.2 経営戦略)
今後求められる経営手法
明確な戦略立案、企業ブランディング、ベンチマーキング手法
- 第3回 会計で会社を強くする
分かりやすい財務諸表の見方と経営分析

- 第4回 これだけは知っておきたい会社の法務・税務
- 第5回 会社のビジョンを明確にする
- 経営計画のつくり方・活かし方1
ブランディング戦略
- 第6回 会社のビジョンを明確にする
- 経営計画のつくり方・活かし方2
- 第7回 経営計画(経営理念・行動計画)発表会
コミュニケーションスキルアップ
講評とまとめ

ニューフェイスコーナー

①氏名 ②所属課 ③生年月日 ④血液型 ⑤出身校
⑥趣味・特技 ⑦一言



①新宮 涼介
②第5課
③昭和59年12月25日
④A型
⑤東海学園大学
⑥ゴルフ・バスケット
⑦事務所内の雰囲気にも慣れてきたので早く仕事を覚えて、皆様のお役に立てよう頑張ります。



①加藤 光
②古川事務所
③昭和55年5月18日
④A型
⑤斐太高校
⑥楽器演奏
⑦早く一人前になれるように日々努力をしていますのでよろしくお願ひします。楽器店やライブ会場によく行きますので、見かけたら気軽に声を掛けてください。

平成21年度 税制改正

企業関係

- ・ **中小企業等の軽減税率の引き下げ**
年800万円の所得に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げ（2年間）
- ・ **中小企業等の欠損金の繰戻し還付金制度の復活**
平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受けることができる

個人所得関係

- ・ **住宅ローン減税の適用期限を5年間延長。最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合は600万）に引き上げ**
- ・ **長期優良住宅の新築等をする場合の税額控除制度を創設**
標準的な性能強化費用相当額の10%に相当する金額をその年分所得税額から控除
- ・ **省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設**
改修工事費用と改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額がその年分の所得税額から控除

その他

- ・ **非上場株式等に係る相続税の軽減措置**
現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充され、対象も中小企業全般に拡大
- ・ **一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税・自動車取得税を減免**
- ・ **平成21年及び平成22年に取得した土地の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設（所有期間5年超で譲渡益から1,000万円控除）**

ホームページリニューアルしました!!

企業の発展・存続を支える高度からサポートします!
税理士法人
飛騨会計事務所
0577-32-0979
http://www.hida-kaikei.com

<http://www.hida-kaikei.com/>

飛騨会計事務所

未来に向かう経営者の皆様へ

最新のお知らせ

- 2009/07/01 税理士法人の業務内容について
- 2009/06/25 飛騨会計事務所について
- 2009/06/15 飛騨会計事務所について
- 2009/06/15 飛騨会計事務所について
- 2009/06/15 飛騨会計事務所について

セミナーのご案内

日	時	会場	講師
7月10日	10:00 - 16:00	飛騨会計事務所	飛騨会計事務所 代表取締役
7月10日	10:00 - 16:00	飛騨会計事務所	飛騨会計事務所 代表取締役
7月10日	10:00 - 16:00	飛騨会計事務所	飛騨会計事務所 代表取締役

飛騨会計事務所 代表取締役 飛騨 誠一

セミナー等の最新情報をご確認いただけます!!